

2021年10月5日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン  
ANSELM WONG

株式会社東京機械製作所に対する  
「貴社の当社らに対する2021年9月27日付け「アジアインベストメントファンド株式会  
社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状」に対する回答」  
の郵送及びFAX送信に関するお知らせ

当社は、本日、株式会社東京機械製作所に対し、別紙の「貴社の当社らに対する2021年9月27日付け「アジアインベストメントファンド株式会社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状」に対する回答」の郵送及びFAX送信を行いましたので、お知らせいたします。

以 上

2021年10月5日

株式会社東京機械製作所  
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン  
アジア開発キャピタル株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン



貴社の当社らに対する2021年9月27日付け「アジアインベストメントファンド株式会社  
及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状」に対する回答

当社らは、貴社の当社らに対する2021年9月27日付け「アジアインベストメントファン  
ド株式会社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状（必要情報リスト）」  
について、以下のとおり回答いたします。

記

7-2 貴社らによる本年9月22日付けの仮処分命令申立書（本株主意思確認総会において  
貴社らが議決権を行使することを許容する旨を求めるもの）6頁によれば、「債権者 ADC  
は、債務者株式 31,900 株を保有している。〔中略〕また、債権者らが本債務者株式を保有  
していることは、債務者の現在の株主名簿（令和3年9月14日を基準日とする総株主通  
知によるもの。）に記載されている」との記載がありますが、貴社らにも既に写しを送付  
済みの当該9月14日を基準日とする株主名簿には、貴社の名前はなく、代わりに、  
「SCBHKAC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED - CLIENT AC」が当社  
株式を 31,900 株保有している旨の記載があります。仮に貴社が「SCBHKAC SUN HUNG  
KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED - CLIENT AC」名義で当社の株式を保有していな  
いのであれば、少なくとも貴社は、当社の株主でない以上、上記の仮処分を申し立てる適  
格性を欠くこととなります。

- 1) そこで、上記の株主名簿における「SCBHKAC SUN HUNG KAI INVESTMENT  
SERVICES LIMITED - CLIENT AC」との名義は、貴社の使用されている名義であるのか、  
ご回答ください。
- 2) そして、仮に貴社の使用されている名義であるのならば、そのことを具体的に示す

スタンダードチャータード銀行香港支店との間における契約等の証拠資料をご提出ください。

3) また、仮に貴社の使用されている名義でないのならば、上記 31,900 株の実質的な所有者は、SunHung Kai Strategic Capital Limited (以下「サンフンカイ・ストラテジック」といいます) であるのか、貴社の大株主である株式会社普濟堂であるのか、それともその実質的な支配者と報道されている許振東氏であるのか、又はそれら以外の第三者であるのか、具体的にご回答ください。

1) について

「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED - CLIENT AC」は、アジア開発キャピタル株式会社 (以下「当社」といいます。) が使用する証券口座の名義になります。当社は、Everbright Sun Hung Kai (Sun Hung Kai Investment Services Limited) に開設した証券口座を使用して、貴社の株式 31,900 株を保有しております。

2) について

スタンダードチャータード銀行香港支店と Everbright Sun Hung Kai との間で契約を締結しているものと思われます。当社は、契約当事者ではないため、その契約書等を提出する立場にはなく、また、その権限もございません。

3) について

上記 1) のとおりです。

7-3 仮に上記 7-2 に対するご回答が、「SCBHKAC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」との名義は貴社の使用されている名義である、というものであった場合、上記のとおり、貴社有価証券報告書 24 頁 (6) 【大株主の状況】によれば、貴社の発行済株式の 34.81% を保有する筆頭株主は「スタンダードチャータードバンクホンコンサンハンカイインベストメントサービシーズリミテッドクライアントアカウント」と記載されているところ、かかる名義は上記の「SCBHKAC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」との名義と実質的に同一であると解されます。

1) そうであるとすれば、貴社の筆頭株主は自分自身という奇怪なこととなりますが、他方において、貴社有価証券報告書 25 頁では、貴社の自己株式は 15,900 株、発行済株式総数に対する割合は 0.00% と表示されております。そうであるとすれば、貴社の筆頭株主に関する記載と社が保有する自己株式の数に関する記載のいずれかが虚偽ということになりますが、どちらが虚偽の記載であるのか、ご回答ください。

2) また、有価証券報告書の虚偽記載が発覚して、東京証券取引所から特設注意銘柄への指定を受け、上場契約違約金の賦課を受けながら、依然としてこのような虚偽の記載を放置していたことにつき、説得的なご説明をお願いいたします。

1) について

いずれも虚偽の記載ではございません。当社が「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」口座名義で御社株式を保有しているのと同時に、当社大株主が同口座名義で当社株式を保有しております。口座名義は同じですが実質株主は別であるとお考え下さい。

2) について

上記 1) のとおりです。当社は、貴社がどのような「虚偽の記載を」しておりません。

7-4 貴社は、昨年 11 月 2 日に主要株主の異動に関するプレスリリース（以下「11 月 2 日プレス」といいます。）を出されていますが、当該異動に係る主要株主の異動に関する臨時報告書の提出を行っておらず、また、それ以降も、主要株主の異動についての臨時報告書の提出及び適時開示を一切行われていません。他方、11 月 2 日プレスでは、サンフンカイ・ストラテジック（当時の貴社に対する持株割合は 43.90%）は、11 月上旬に、その 100%子会社である英領ヴァージン諸島法人 Dormont International Limited（以下「Dormont」といいます。）に貴社株式の 30%を、同様にサンフンカイ・ストラテジックの 100%子会社である英領ヴァージン諸島法人 South Isle International Limited（以下「South Isle」といいます。）に貴社株式の 13.89%を、それぞれ譲渡予定である旨が開示されています。そして、それを受けて、昨年 11 月 11 日提出のサンフンカイ・ストラテジックの大量保有報告書の変更報告書では、11 月 5 日現在で、同社と Dormont 及び South Isle の 3 社合わせて、貴社株式を株券等保有割合にして 56.11%保有している旨報告されています。しかしながら、その後、

- ① 昨年 12 月 11 日を義務発生日として 12 月 21 日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では、突如 Dormont が共同保有者から外れて、サンフンカイ・ストラテジック（10.30%保有）と South Isle（22.34%保有）とで株券等保有割合にして合計 32.64%の貴社株式を保有している旨開示がなされ、
- ② さらに、本年 2 月 17 日を義務発生日として 2 月 22 日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では、今度は South Isle も突如共同保有者から外れて、サンフンカイ・ストラテジックの貴社株式に係る株券等保有割合が 10.30%から 11.64%になった旨が開示されています。

そして、その後、サンフンカイ・ストラテジックの貴社株式に係る株券等保有割合は、

- ③ 本年3月2日を義務発生日として3月10日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書（変更報告書 No.6）では10.02%、
- ④ 3月5日を義務発生日として3月10日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書（変更報告書 No.7）では8.32%、
- ⑤ 3月11日を義務発生日として3月19日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では7.20%、
- ⑥ 3月12日を義務発生日として3月22日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では5.99%、
- ⑦ 3月18日を義務発生日として3月25日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では4.66%
- と減少していき、サンフンカイ・ストラテジックは、貴社の5%以上保有株主から姿を消します。しかしながら、これらが全て正しいとすると、貴社は、
- (i) 上記①の昨年12月11日に、従来貴社株式を株券等保有割合にして30.0%保有していた Dormont が共同保有者から消えた時点で（又は、遅くとも大量保有報告書が提出された12月21日には）、主要株主の異動に係る臨時報告書の提出を懈怠していたこととなり（ちなみに Dormont は単独では貴社株式の保有に係る大量保有報告書を一度も提出していません。）、
- (ii) 上記②の本年2月17日に、従来貴社株式を株券等保有割合にして22.34%保有していた South Isle が共同保有者から消えた時点で（又は、遅くとも大量保有報告が提出された2月22日には）、同様に主要株主の異動に、臨時報告書の提出を懈怠していたこととなり（ちなみに South Isle も単独では貴社株式の保有に係る大量保有報告書を一度も提出していません。）、
- (iii) さらに、上記④の本年3月5日にサンフンカイ・ストラテジックの株券等保有割合が10%を割り込んだ時点で（又は、遅くとも大量保有報告書が提出された3月10日には）、やはり主要株主の異動に係る臨時報告書の提出を懈怠していたこととなります。
- 1) このような理解で正しいかどうか、貴社の事実認識と相違点があれば、詳細かつ説得的なご説明をお願いいたします。
- 2) 仮に上記事実認識に相違がないのであれば、有価証券報告書の虚偽記載が発覚して、東京証券取引所から特設注意銘柄への指定を受け、上場契約違約金の賦課を受けながら、依然としてこのような臨時報告書や売買報告書の提出義務の懈怠という金融商品取引法違反を繰り返していたことにつき、どのような認識であって、どのような再発防止策を講じられるつもりがあるのか、説得的なご説明をお願いいたします。

1) について

まず、「貴社は、昨年11月2日に主要株主の異動に関するプレスリリース（以下「11月2

日プレス」といいます。)を出されていますが、当該異動に係る主要株主の異動に関する臨時報告書の提出を行っておらず」という記載について、当社は、2020年11月5日付けの当該異動に係る臨時報告書を2020年12月7日に提出しております。

次に、「また、それ以降も、主要株主の異動についての臨時報告書の提出及び適時開示を一切行われていません。」という記載につきまして、御回答申し上げます。大量保有報告書(変更報告書を含む。)に記載される「株券等保有割合」は、議決権保有比率とは異なります。当社では、主要株主(10%以上の議決権を保有する株主)の異動は、2020年11月5日を最後に発生しておりません。よって、同日以降に臨時報告書の提出義務・適時開示義務は発生しておりません。

## 2) について

上記1)のとおりです。当社は、貴社がいうような「臨時報告書や売買報告書の提出義務の懈怠という金融商品取引法違反を」しておりません。

以 上